カラ手形（政府案）では、再審への道は開かない。

声　明　参議院で徹底審議し『冤罪犠牲者を救うための再審法』への修正・成立を！

2026年6月16日

再審法改正をめざす市民の会

本日（６月１６日）、衆議院本会議において、再審法の改正について６月１２日に衆議院法務委員会で採択された政府提出の改正法案が自民党、日本維新の会、参政党の賛成多数（反対は、中道改革連合、国民民主党、チームみらい、日本共産党）で可決しました。今後、再審法改正法案は参議院で審理されることになった。

本会議に先立って再審法改正法案は、先週金曜日（６月１２日）委員長の職権で質疑を終了し、法案の採決を行った。衆議院法務委員会では、この間、右派も左派も政党もなく、無辜の救済という人道主義を正面から説く議論が正々堂々とくり広げられる場面も少なくなかった。

参考人として発言した袴田ひで子さんの「神様が法律を作ったのではない。法律を作ったのは人間です。**法律を作った人間が人間として法律を改正していただきたい**」との叫びを直接聞いた一人ひとりの国会議員の心に、立法者としての温かい血が通ったと信じたい発言も、相次いだ。そうした議論のあとだけに、どうしてこのような結果になるのか、理解するのが難しく、胸が締め付けられる思いである。

法務委員会での質疑では、野党ばかりか与党からも、政府案の不備や抜け道、あるいは意図的に仕込まれた罠とも疑いうる欠陥が指摘された。

第一に、再審請求のために、請求人が未提出証拠にアクセスする当然の権利が、まったく顧みられず、請求人本人への開示（閲覧・謄写を含め、再審請求の武器とするためのアクセス）が否定されたばかりか、現行でも実務上行われている任意や職権による証拠開示さえ、政府案では逆に困難になるのではないかと指摘されている。

第二に、裁判所が再審事由を認めて開始決定を出そうとも、検察は抗告などの不服申立てでフリーハンドに近い権力を行使し、何年も何十年も再審開始を阻んでしまう現状がそのまま残ることである。

検察の不服申立てを「原則禁止だが十分な根拠があるときは抗告できる」としたが、十分な根拠があるか否かを判断するのは検察であり、法的拘束力のない申し合わせ的な基準（行為規範）にすぎないと、法務省・佐藤刑事局長は答弁を繰り返し、検察の不服申し立てを死守した。

第三に、新たに創設される「証拠の目的外使用禁止」により、袴田事件の５点の衣類の写真・ネガや、福井女子中学生殺人事件における「夜のヒットスタジオ」のテレビ番組捜査報告書のような決定的証拠が社会的に公開されなくなるおそれがあること。現在でも非公開で行われている再審請求審がさらにブラックボックス化するとの問題が、複数の会派から指摘されました。

これらの不条理の是正こそが、そもそも再審法の見直しの原点であったのだから、ここに手を付けない政府案に対して、与党議員からも「再審制度の改正に対するゼロ回答ではなく、マイナス回答」との発言があった。

冤罪を生でいる現行法の最大の欠陥は、袴田ひで子さんとともに参考人として発言した村山浩昭弁護士（元裁判官）が述べた次の言葉に集約できる。**「証拠はほとんどが警察や検察の手元にあり、無罪を示す証拠もその中に埋もれています。もっとも望ましいのは、全面開示です。」**（６月９日、衆議院法務委員会での参考人意見陳述）

政府側の答弁は、これらの喫緊の課題に背を向ける口実として、５年後の見直しを付則として加えたことくらいしか弁明できていない。課題が明らかになったているのに、何のために５年後の見直しまで引き延ばす必要があるのか？

「いい証拠も悪い証拠も全部出して裁判をやっていただきたい。」（袴田ひで子さん・６月９日衆院法務委員会での参考人意見陳述）という冤罪犠牲者の当然すぎる要求を、ただただ引き延ばすためだけなのが政府案である。

だからこれは、再審への道を従来どおり（あるいは従来以上に）閉ざしてしまう「通行カラ手形」であることを直視しなければならない。

カラ手形にすぎないものを、あたかも再審制度の前進であるかのように描くのは、きわめて危険である。

参議院では、国会議員一人ひとりが、自ら正しいと信じる法律を作っていただけないだろうか。そうすれば、検察の証拠隠しや、為にする時間稼ぎの不服申立て、裁判所の不作為など、冤罪を晴らすことを妨害している要因の多くが除去される。そうすれば、冤罪犠牲者は、これまでもそうしてきたように、自ら真実を明るみに出し、身の潔白を証明できる。

再審法の改正は、再審をしやすくする法律ではない。再審を徹底して妨害し、証拠の捏造、無罪証拠の隠匿までやってきた検察の理不尽な権力を法に従わせようとしているだけである。

参議院で、引き続き真摯な議論と修正を行い、真に冤罪被害者を救済できる法律として成立させるよう、国会議員各位に心からお願いする。

再審法改正をめざす市民の会
〒113-0034　東京都文京区湯島２－４－４　平和と労働センター5階　国民救援会気付

共同代表

青木惠子（東住吉冤罪事件当事者）
伊賀カズミ（関西冤罪事件連絡会代表、日本国民救援会会長）
宇都宮健児（弁護士・元日弁連会長）
周防正行（映画監督）
村井敏邦（一橋大学名誉教授、元刑法学会理事長）